

【資料5】

奄美大島海区
漁業調整委員会資料
令和6年8月23日

【議題5】

さんご漁業の許可等に関する取扱方針について（協議）

さんご漁業の方針改正にかかる協議状況

1. 奄美大島海区漁業調整委員会からいただいた意見（令和6年5月9日）

① 許可要件から操業実績の有無を削除することに関する懸念

（意見の概要）

- ・選択的手法による操業実績がある者であれば現方針でも新規参入が可能である。
- ・新規参入を拒む許可方針ではないので、改正の必要はないのでは。

② 採取停止の実効性に関する懸念

（意見の概要）

- ・生さんごの採取停止を恐れ、生さんごを枯さんごとして報告する可能性。
- ・枯れさんごの制限がない状況は、採取が継続されることになり、生さんごも採取される恐れ。

2. 奄美群島水産振興協議会総会での説明（令和6年7月29日）

- ・出席者から、「地元の意見を尊重して欲しい」という意見や資源管理の必要性について理解を示す意見も聞かれた。
- ・奄美群島水産振興協議会としての意思表示は行わず、奄美大島海区漁業調整委員会に一任とされた。

3. 上記を踏まえた改正方針(案)の見直し状況

① 許可要件から操業実績の有無を削除することに関する懸念について

- ・実績がないと新規参入ができない許可方針は、実質的には新規参入を拒む内容となっていることに対して水産庁から懸念を示され、公平・公正な扱いでない点を指摘されており改正は必要。
- ・また、現方針は「資源管理に関する制限等」が選択的手法以外に定められていないため、資源管理措置を強化する必要。

→サンゴ資源を持続的に利用することや、取扱方針で定められた措置に対応できる者であれば、許可を希望することができる体制づくりは必要。

② 採取停止の実効性に関する懸念について

- ・改正方針(案)では、生さんごのみ採取上限を設定(260kg)していたが、今回新たに、生さんごの採取停止と同時に枯さんごも採取停止とする。

取扱方針の改正内容

さんご漁業の許可等に関する取扱方針の改正(案)について

主な改正内容

項 目	現 行	改 正 案
許可対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 操業実績（1年）又は経営（3年） ・ 地区漁業関係協議会等の同意 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 削除 ・ 同左 ・ 無人潜水艇等による選択的採取や資源管理への取組が行える者
操業区域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海域を緯度経度で指定（5海域） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同左
許可期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有効期限は1年以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同左
資源管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無人潜水艇等による選択的採取 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同左 ・ 採取数量の上限設定 生さんご260kg／年以内（全体） 210kg／年以内（1者） ・ 操業位置の記録・保存 ・ 採取状況の映像等の記録・保存 ・ 大きさの制限 → 生さんご15cm未満の採捕禁止 ・ 採取数量の報告 → 毎月毎, 操業日毎（知事指定後） ・ 年間販売実績の整理・保管
許可条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無人潜水艇等による選択的採取 ・ 他漁業の操業を妨げない ・ 操業中の標識旗 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同左 ・ 同左 ・ 同左 ・ 操業位置の記録・保存 ・ 採取状況の映像等の記録・保存 ・ 大きさの制限 ・ 生さんごの採取停止（指定日以降）

枯れサンゴ含む

※ 許可条件の違反は罰則あり（県漁業調整規則第59条）